

平成18年度第8回大磯町教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成18年11月22日(水)
開会時間 午前 9時30分
閉会時間 午前11時45分
2. 場 所 大磯町郷土資料館研修室
3. 出席者 原 田 義 彦 委員長
石 塚 洋 委員長職務代理者
清 田 義 弘 委員
澤 愛 子 委員
鈴 木 一 男 教育長職務代理者教育次長
熊 澤 久 学校教育課長
福 島 伸 芳 生涯学習課長兼郷土資料館長
戸 村 豊 茂 図書館長
荻 孝 江 学校教育課副主幹
國 見 徹 生涯学習課主査
長 岡 克 昌 学校教育課副主幹
4. 傍聴者 なし

(開 会)

出席委員が4名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により傍聴を許可するが、傍聴者がいないため、引き続き会議を進行した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

議案第17号 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

書記が議案を朗読し、教育長職務代理者から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

説明資料の1ページをご覧ください。

本条例改正の趣旨につきましては、「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が平成18年10月1日から施行されるのに伴い、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正（平成18年政令第291号）、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則の一部を改正する省令（平成18年文部科学省令第39号）が施行されました。

また、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、身体障害者療護施設に準じる施設を定める件の一部を改正する件（平成18年文部科学省告示第138号）公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件（平成18年文部科学省告示第139号）及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき遺族補償年金等の額に乗ずる率を定める件（平成18年文部科学省告示140号）が告示されました。これにより文言の一部等を改正し、補償基礎額の基準等を定めるものでございます。

資料の2ページから7ページは本条例の新旧対照表、8ページから24ページは本条例の現行規定となっております。

障害者自立支援法は障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改訂が行われたものです。

町の条例では「大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」や「大磯町消防団員等公務災害補償条例」などにも同じようなところがございますので、ここで同じように改正を行うものでございます。

本日、教育委員会において付議していただきましたら、町の12月議会に上程するものでございます。なお、その後公布され施行される運びとなります。以上でございます。

（質疑応答）

石塚委員） 国の法律の改正によって条例も変わるということですが、自立支援法が出来たことによって文言が変わったことは理解できるのですが、身体という言葉が抜けていますが、自立支援法では使われていないので自動的に外れたのか、それとも外した理由が別にあるのならばお聞かせ願いたい。

教育長職務代理者） 障害におきましては、身体障害と、知的障害と、精神障害の3つがございまして、それぞれに身体障害者福祉法、知的障害者等の法律がそれに伴っていたのですが、今まで身体と知的については障害だと、精神に

については病気であると、そこが整理されていなかったため手帳の色も変わっておりました。ところが障害は同じだという観点から身体障害者自立支援法の中で、統一的に一括りにしまして、障害に応じたサービスを提供していくこととなりましたので、障害という言葉に統一されたものでございます。

学校教育課長) 今の話の中で、法律はそれぞれあって名前がそれぞれ付いておりました、身体障害者福祉法と知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法などありまして、その中から関係するものをまとめて、今回の障害者自立支援法に括ってきている訳です。今回の法律改正はちょっと改正されたというのではなく、大きく考えを変えております。福祉のサービスを向上しなければいけないのですが、自立を促すということで、様々な意見もあるかと思いますが、それに基づいて条例に関する部分で改正を行うということでございます。

石塚委員) 学校医、学校歯科医等が対象ですが、教職員の皆様方もこれは適用されるのですか。これとは同じものではなく、違った条例とかであるのですか。

澤委員) 今、同じような質問をしようと思っていたのですが、大磯町の公立の先生方は県の職員ですので、県の方でこれに相当するような体制を条例等で決めているのですか。

教育長職務代理者) 今回提出しておりますのは、町の中の条例の改正でございます、これに係る内容は、学校医、学校歯科医、学校薬剤師でございます、これは非常勤の特別職の関係でございます。

教員については、委員がおっしゃったように常勤の者で、我々も含めて地方公務員の公務災害補償法というものがございまして、それによって守られております。県の場合、県の条例が変わるのは、県の議会内で審議されるという内容でございます。

石塚委員) それでは同じような条例があると理解してよろしいですね。

清田委員) これは国の障害者自立支援法が新しくまとまってということで改正せざるを得ない状況ですので、これでよろしいと思うのですが、以前の時に質問しようと思っていたのですが、補償基礎額というのが出てきますが、この金額は決まっているものなのかどうか聞きたいのですが。

それともう一つ、先程説明があった中で、第8条の2に次の1号を加えるという第3号の中で、「教育委員会が定めるものに入所している場合」とあったのですが、そういうものを指定している例があったら教えてください。

教育長職務代理者) 2つ目の「障害者支援施設に準ずる施設として教育委員会が定めるものに入所している場合」というのは、現在該当はないのですが、これから障害の程度に応じて、そういうところを指定して、教育委員会が入所を促す方がいた場合とか、災害を受けて回復を促すために施設の指定を掛ける場合はあり得ると思います。

現在、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の関係で公務災害といいますが、学校で検診等をする時に、自宅から学校に向かうときに事故に遭って、怪我の程度等に応じて、病院で済む場合、障害者支援施設に入らなければならない場合など大きく区分されるでしょうが、その場合はその施設を教育

委員会が指定するという形になろうかと思えます。現在は公務災害の関係で事故などの事例が大磯町にはございませんが、もしものために非常勤の方々にも国家公務員・地方公務員と同じように同じ制度で守ってほしいという趣旨の条例でございます。

学校教育課長) 先程、補償基礎額というご質問がございましたが、これは表がございまして、それを使いまして、この級に該当する場合は、何倍にしなければという規定でございまして、これによって計算しているということになっております。該当がないのですが、法的に法整備をしているということでございます。国の法律が変わると、当然町の条例も変わってくるということでございます。国に準ずるといって町の条例を作っておけばこのような改正はクリアできると思うのですが、今のところは常に改正があれば条例も改正することになっております。

委員長) 第1級が313倍とか、第2級が277倍とか数字が記載されているのですが、この倍数については根拠があつてのことと考えてよろしいですか。

教育長職務代理者) これにつきましては上位法令があります。政令の方にも同じ別表がございまして、その政令別表の内容が変わりましたので、それを受けて町の条例の改正をするものです。町の方で313倍を決めた訳ではなくて、上位法令が変わったとご理解いただきたいと存じます。

委員長) もう1点だけ質問させてください。最後の方に添付されております資料で、大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例が出ておりますが、前々回に教育委員会定例会で「監獄」を「刑事施設」に改めるといって討議したように記憶しているのですが、参考資料の中では「監獄」というのが、そのまま残っているのですが、この部分についてはその対象になっていなかったのでしょうか。

学校教育課長) 条例の加除が未だ済んでおりませんので、改正前のものを資料として出させて頂いております。

石塚委員) 学校医等は皆さん大磯に住んでいるお医者さんなのですか。町以外の平塚とか二宮の先生方が学校医になっているケースはないのでしょうか。

学校教育課長) 大磯町に専門の先生がいらっしゃれば大体その方をお願いしているのですが、耳鼻科ですとか先生がいない時には、他所の地区の先生をお願いして、1人しかいない時や、足りない場合には、平塚の先生などをお願いしている場合もございます。

石塚委員) それでは何人か大磯町以外の先生方になっていることもある訳ですね。

学校教育課長) そういうことでございます。

委員長) それでは、議案第17号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第17号については、原案どおり承認いたします。

議案第18号 平成18年度12月補正予算における教育委員会予算要求について
書記が議案を朗読し、教育長職務代理者から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 平成18年度12月補正予算における教育委員会予算要求について補足説明をさせていただきます。

別紙にございますとおりに歳入でございます。

これは、国府中学校西門上空にかかるJR架線送電線路線下補償に係る損失補償金でございます。

平成18年7月5日に大磯町月京16-5、面積38m²と大磯町月京1157-5面積38m²の合計76m²の国府中学校西門の高圧線下の土地に対し、東日本旅客鉄道株式会社が大磯町に補償を行う協定書の締結を行いました。

なお、協定書締結に係る協議により、使用土地の登記の地目は山林でございますが、生徒等が通学路として使用している現状を踏まえ、準宅地として計算することになりました。また、JRの規定に則り過去7年間に遡って補償金が支払われることになりました。実際には既に9月に町に入金されております。今後も、毎年支払われることとなります。

今回、付議していただきましたら、12月の議会に上程することとなります。よろしくお願いいたします。以上でございます。

(質疑応答)

石塚委員) 7年遡るとするのは、申請などをどちらかが忘れていたということですか。

学校教育課長) 線下補償というので、以前にも生涯学習課の生沢プールの方は線下補償を頂いているというお話をさせて頂いたかと思いますが、その高架線が国府中学校の西門の出口付近に掛かるということで、議員から「あれは補償を受けているのか」ということで指摘を受けました。通学路になっているのですが、特に支障がなかったなので、そのままにしておいたのですが、JR側とお話をさせて頂きました。きちんとしましようということで、国府中学校が建ってから何年も経ちますが、JRの中に規定がございまして、JRの方では7年までの遡りとなっております、他の場所でもそういうことがあるのかと思いますが、それにそってやるということになりました。先程お話しましたように、山林ですと僅かな額ですが、名目上は山林ですが、実際には生徒の通行等もありますので、金額を見直して頂いたものです。

委員長) 8年以上の場合のものは、不遡及ということですね。

教育長職務代理者) 遡及可能な年月は、7年間ということでございます。

澤委員) 今回そういうことで初めて補償金を貰うということで、補正予算に計上して、今後は毎年頂くということで、来年度からは当初予算に組み込まれるということでよろしいですね。

学校教育課長) 19年度の当初の予算にも年額を見込ませて頂きました。今回は年額プラス7年分ということで補正させて頂くということでございます。

石塚委員) これは特定財源という扱いでよろしいのですか。例えばこの収入は教育関係に使うという限定はできるのですか。

教育長職務代理) 入ってくる科目が、雑入に入ってしまうので、厳密に教育使用料であるとかであれば別でしょうが、中々難しいかと思えます。

清田委員) 少しでもこういったお金が使えればと思います。

委員長) 一般財源に入ってしまうと、教育関係としてメリットが少ないように思います。

清田委員) 迷惑が掛かっているのは、子どもたちですから、それに関係するような方に廻して頂ければ一番良いと思います。

石塚委員) 道路の税のように、特定予算に組み込んでもらったらどうですかね。

委員長) 道路公団など多額な収入を特定財源として使っております。教育関係は非常に僅かですが、何とかありませんか。

学校教育課長) 自動車の使用料の時にもお話をしましたが、財政の方としては、非常に教育委員会が努力しているということを考慮して頂いておりまして、書類上は何処に使うということを出しておりまして、各施設の整備に使うということで今回もお願いしております。ただ、これに使ったというのは、見え難いところがありますが、そういうことであれば財政との話し合いの中に、教育委員会もこれだけ努力しているから考慮して頂けると思います。

委員長) それでは、議案第18号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第18号については、原案どおり承認いたします。

議案第19号 大磯町立月京幼稚園の移転について

書記が議案を朗読し、教育長職務代理者から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 議案第19号『大磯町立月京幼稚園の移転』につきまして、ご説明させていただきます。

前回の定例会でご協議をしていただきました。その中で、月京幼稚園の敷地が隣接の東海大学大磯病院に買収される計画に対して、将来の幼稚園教育を視野に入れながら、速やかに月京幼稚園の移転先を考えて、新たな施設の建設に当たる事務を進めるようにとの、ご指示をいただきました。

本日は、月京幼稚園の移転について付議をしていただきたいと思います。議案第19号の別紙をご覧ください。

まず、第1に教育財産の移管替えについてでございます。

月京幼稚園敷地とゲートボール場になっております国府小学校敷地は教育財産でございますので、用途廃止をし、移管替えを行い普通財産にし、財政課の所有といたします。

第2に移転用地についてでございます。

月京幼稚園の移転先は、いろいろな検討をしてまいりましたが、地理的には月京地区周辺と考えております。具体的には、国府小学校を中心に約500m程度以内の周辺を候補地として、数ヶ所の用地を検討いたしました。しかしながら、将来は国府幼稚園との統合や認定こども園の検討も必要になってきますので、駐車場も考慮した広い敷地が必要だと考えております。ただ、財政的なこともありますので、市街化区域の購入は大変困難だと思われれます。

また、用地買収は相手があることですから、とても大変だと思われます。関係の方々にご協力いただけるように努力してまいりたいと思います。

最後に、新園舎についてでございます。

新園舎につきましては10学級程度の部屋とホール、そして管理棟などを建設したいと考えております。しかし、これまた、財政的な課題がさまざまありますので、補助金などのことを考えると当初は6学級程度の建設になるかと思いますが、最大限の努力をしたいと思います。以上でございます。

(質疑応答)

澤委員) 初めに今回の議案第19号としては、別紙では1・2・3という項目がありますが、議案としては1つにまとめてイエス・ノーを判断するということですね。

石塚委員) 3の項目ですが、今年度の国府幼稚園と月京幼稚園を合わせると、園児の数が200数名、今回の資料で来年度入園予定者が、89名と109名となっていますが、園児の数だけで200名、それと職員とサポートの方々がいる。それに将来、認定子ども園とした場合、保育園の機能を持った幼稚園というか、こういう将来構想も含めて考えると160名の規模というのは少なすぎるのではないかと思います。勿論用地と建物の話は別ですが、当然何期かに分けて整備していく計画だろうと思いますが、その人数は少ないような気がしますが、如何なものでしょうか。

学校教育課長) これについては、大磯町まちづくり基本計画などに出ました策定基礎調査報告書がございまして、これでいきますと平成32年まで人口がどのようになるかという推計がされているのですが、その中で例えば平成27年度2015年ですけれど、平成27年度には、0才から4才が75%になると計算されております。それが、実際その年になってそうなるか、どうかというのは、その年にならないと分からないことだと思います。統計上の推計では段々と少なくなり、横這いから漸減の方向で計算されてそういう方向になる。18年度の国府・月京の園児数は91名と124名で、18年度は結構多い状況にあって、今の中で増え気味でした。本当は17年度を根拠に75%なのですが、一番多い18年度を根拠にして、75%をかけると161名という数値になります。幼稚園だけの規模で考えるとその時点は161名ということをして平成27年、今から9年先ではたぶん2つの園は1つにならざるを得ない。160名を切ってくるような数になってくると、1園にせざるを得ないかなと、そこまでには統合を推進したい。それと同時に認定子ども園の話がありますが、同じく基本計画の報告書によりますと、平成32年2020年の推計によりますと、17年度の0才から4才の子どもの数は66.7%と出ています。3分の2になってしまうと思われるのですが、平成18年度に67%をかけてみると、144名になってしまう。今の幼稚園の数160名の対応をしておけば、段々と空いてくる。その時に保育ルームなどは使えるようになる。要するに144名だと6学級対応でいけそうな数になってくるのですが、今の大磯幼稚園

が大体そういうところにございます。10学級を作っておけば残り4ルームは保育的に使えるかと思ひます。先のことで先程から推計の数ばかりで申し訳ないのですが、そういうことを根拠にして10学級程度と書かせて頂きました。ただ先程申し上げましたように建てる時に10学級建てられるかという、補助金の関係もございますので実際には、用地を選定して、まちづくりの交付金で土地を購入して、建物については、国の補助金を充てるというように金の出所が違ってくる。補助金の額はそれぞれ計算がありますので、町としては有利な方を使うということです。建物は国の補助金の方でやっていくということになりますと、当初から10学級は作れないのではないかと、町が持ち出しできれば、可能かと思ひますが、そんな形でいくと今、月京が移って、ある程度大丈夫な6学級の園舎を建てることになろうかという計画をしております。

石塚委員) 土地の広さによって場所の選定が大きく左右されると思ひます。ですから少ないかなという印象を持っているのですが、160名というスペースがこれ位で良いだろうと決まってしまうと、建物が決まって160名の園舎で終わりになって、拡張ができないと困るかなと思ひます。何らかの形で土地は広く求めておかないといけないのではないかと思ひます。

土地の広さは400人分、建物は当初160人というような考え方を持った方が良いのではと思ひます。

委員長) 今の質問に関連してなのですが、ホールというのは、卒業式や学芸会をしたりするスペースとして考えていると思ひます。そうしますと、保護者の方がお見えになったりすることもありますし、そういうことまで含めると160人程度のスペースということで対応し得るのかなという感じがします。最終的には10学級程度を目指したいということであれば、なお更スペース的に大丈夫かなと感じがするのですが。

教育長職務代理者) 今後またお墨付きを貰った後、用地の交渉などについて、最終的には園舎の基本設計等に入っていた場合には、当然、教育委員の皆様や保護者の皆様に意見を聞いたりして、たたき台が出てこようかと思ひますので、そういう場で一度たたいて頂ければよろしいかと思ひます。まだ基本設計段階では、いろいろな変更が可能でございますので、まず基本設計に至る前のラフな図面の辺りからご協議して頂ければと思ひます。

澤委員) 建物の規模について、現状はどうしてもクラスの数だけで決めているようですが、認定こども園にすぐならないにしても、幼稚園であっても今言われたように、これからは地域とか、保護者を取り入れて親も子も一緒に居られる場というものが要求されてくると思ひますので、今までのような園児室数だけで考えるのは不足ではないかと思ひます。

清田委員) 似たような意見なのですが、ホールについては、学校の使用と同じで地域の方の使用についても将来的には広がっていくのではないかと思うのですが、中学校の体育館を使うよりも、登って行くのが大変だということで、下の方が使い勝手が良いのかと考えますと、もっと広くてもいいのかと思ひます。それともう1つ、幼稚園というのは女性の先生が多いということで、トイレについて男女別のトイレをきちんと分けた方向に設計の段階で

お願いできたらと思います。もう1つは土地の件につきましては、前回もお話しましたが、今の土地も含めて、保育園も将来的に含めて、広めに土地をお願いしたいと思います。

澤委員) できれば広めの土地が良いということですが、単価があまり高くないところだとしても、おおよそどれ位広めで、どれ位の具体的数値を考えているのでしょうか。

学校教育課長) 西の方は車を利用される方が多いので、状況的に山もございまして、バスの送迎ですとか、中々バスの送迎は人件費等も含めて難しいものがあります。登下校については、保護者の方の責任でということになると、自家用車の利用が多くなって、どうしても車を止める場所がないと、今のよう状況で道路が繋がってしまって、近隣にも迷惑をかけますし、事故等の問題を考えますと、非常に危険です。現在の月京幼稚園の敷地が3,689㎡なのですが、簡単に言うとプラス1,000㎡位のもは最低限必要ではないかと思えます。いきなりそれが買えるかどうか別として将来的にはもっと広がる、5千とか6千とか、そういう土地を持てるようにしておかないと、子育て支援センター的なことを考えていくと、保育園も入れてとしますと、やはり拠点としての敷地は重要でございまして、とりあえず4,500㎡位の土地を購入したとしても、近隣にある程度余裕があって、何年か経てば用地交渉ができるようなところを考えていかなければいけないと考えております。

委員長) 今回の付議の目的が、普通財産への移管替えということが付議案件になるわけですが、普通財産にここで決議して、移管替えするということは、それでよろしいのですが、ただその後の「移転先の手立てができていないまま、2年・3年はたまた4年・5年といってしまうような事はないのでしょうか。」ということの見通しを伺いたい。

普通財産に移管替えすると、東海大病院に売却ということになっていくと思うのですが、売ってしまっ後のところがありませんというのは、教育委員会のみならず、月京地区やその周辺を通園エリアにする保護者の皆さんをはじめとする地域のみんが困ってしまう訳ですから、そのあたりは見通しを持った上で、やっていくようにして頂きたいと思えます。

教育長職務代理者) 今委員長が言われましたとおり、幼稚園に通われている園児・保護者に一番迷惑を掛けてはいけないというのは、明らかでございまして、教育委員会がどうこうというより、町としての大きな問題ということもありますので、当然用地交渉は全力で当りますが、それは単に教育委員会だけが全力投球しているのではないということで、町全体で、病院は病院で拡張、教育委員会は教育委員会の方で幼稚園を守っていく。今言った普通財産に替えると我々の手を離れることとなります。そうしますと、町の方でも売買という形になる訳ですが、片や我々は、その代わりに土地を探しに行く訳ですから、それらは一体のものでございまして、やはり財政なり、企画なりと歩調を執りながら、我々も迷惑を掛けないように真摯に取り組んでいかなければならないと考えております。

委員長) 前回の協議の段階でもお話しましたが、やはり地権者は一応ではなくて、

それぞれが、それぞれの考え方を持っていますし、応じてくださる地権者の方もいらっしゃる、或いは調整区域ですと畑なり何なりでやっていくんだという地権者もいらっしゃると思います。そのあたりを踏まえて強力にこのあたりは進めていく。我々教育委員会だけではなくて、町全体、各部局を含めてそういう取り組みが必要になってくるのかと考えますので、事務局からは各部局にもそういう要請をされたいと思います。

石塚委員) 将来幼稚園をどうするかと考えた時に、単独でやろうとすると大変ですが、何を好き勝手なことを言っているのかといわれがちですが、今回は、東海大学の拡張という問題が覆いかぶさってきている。それを盾にという事はないのですが、それが一つの弾みとなって将来の幼稚園の構想が実現できる。これは滅多にないチャンスではないかと思えます。ですからしっかりと将来像を固めて、これに対応していくべきではないかと思えます。先程のラフスケッチだとすると、160人なんて言わずに、400人位の人を考えて、それでどうするか。それを実現するためには、土地をどうするかという議論が重なってくるだろうという気がしますが、人数よりもスペースの方が心配になります。

清田委員) ホールを後で広げるとなると大変だと思いますので、できればちょっと大きめに組んで頂いて、予算の関係もありますので大変かと思えますが。

学校教育課長) ここに160人と書いたので、ご指摘をされているのかと思えますが、例えば、今の大磯幼稚園ですとか、それぞれ持っているホールをイメージされると思いますが、今考えているものでは、部屋の4倍強のホールですから、相当十分な活動ができる。極端に言いますと、園児は中学校の体育館のようなホールですと広すぎてうまくいかない。ということもありますので、適正な大きさを考えてやっていきたいと思えます。保育室以外の会議室ですとか、先程トイレの話も出ましたが、色々な部屋についてもすべて管理棟・その他とやって行きたいと思えます。

石塚委員) 今会社関係でも、工場用地を取得すると、昔は駐車場なんていうのは、何台かあればいいと考えていましたが、今は1人1台の人が通勤で使っている状況で、工場用地など考えると3分の2が駐車場で、3分の1が工場用地になってしまうなど、極端な話になりますが、将来の幼稚園を考えると、先程送り迎えの自家用車やそれにちょっとした一時車止めがないと困るのしょうから、そういったものを含めて用地の取得を計画して頂きたいと思えます。

澤委員) 先程から出ておりますように、町全体の問題で、今回もここで出た後に議会の方にもと思うのですが、幼稚園問題という中身と、こういったハードな面と、町の財産とか、町の方針とかに係る部分があると思えます。町全体でどういう取り組みでやっていくのかというあたり、今までは教育委員会が幼稚園の検討をやってきたと思うのですが、その辺が何か町全体での取組みが見えるようになってほしいと思うのですが、その辺で何かありましたらお願いします。

学校教育課長) 昨日も来年度の予算の話をお財政課の方としましたが、その時、予算の見積もりも入れている訳ですが、実際教育委員会だけでできる問題でもな

いので、町全体で、全庁態勢でやってほしい。教育委員会としては、今日ここで付議して頂きましたら、それを基に教育委員会定例会でも考慮したことを町の幹部に集まって頂いて、まずは基本的な合意をして頂きます。町としてこうしようということを最終的に政策会議で、町としてのお墨付きを頂き、今日は教育委員さんのお墨付きを頂いておる訳ですが、町のお墨付を頂いたら、用地交渉等にすぐ行けるような体制をとっていくということをお願いしてございます。その辺は教育委員会だけでできるものでもございませんので、十分承知してやっていきたいと思っております。

委員長) 町当局として代替地確保が、移転の第一条件ですから、ここはしっかりと念頭において、それを踏まえての移管だということを前提として、渋々ながらではありますが、賛成ということになります。

清田委員) 月京幼稚園については、耐震もしっかりしていて、壊す必要がないわけですから、その中でやる訳ですから、その辺は町を挙げて、土地購入にしても、プロジェクトを組んで頂いて、お願いしたいと思えます。

澤委員) 今のご意見を強く伝えて頂きたいと思えます。

委員長) それでは、議案第19号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第19号については、原案どおり承認いたします。

議案第20号 大磯町指定有形文化財の指定について

議案第21号 大磯町指定民俗資料の指定について

議案第22号 大磯町指定有形文化財に指定について

3件共に、文化財指定に関する案件のため一括しての審議とした。

書記が議案を朗読し、教育長職務代理者から提案理由の説明を行った。

生涯学習課長) 大磯町指定文化財の指定について、議案第20号、議案第21号及び議案第22号を一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第20号について、説明資料をご覧ください。

1ページの指定理由でございますが、平成15年度、平成18年度に実施しました地方文書古絵図調査におきまして、1700年代から1800年代の「高麗寺村領地絵図4点」が確認され、現在は、郷土資料館所蔵となっております。

これに伴い、郷土資料館の管理として文化的、歴史的価値という判断等に基づきまして、大磯町指定の有形文化財として指定の承認を求めるものでございます。

なお、本物件につきましては、本年7月3日付けで、教育委員会から大磯町文化財専門委員会へ諮問しており、10月23日開催の同委員会において、意見答申をいただいております。

次に、2ページをお開きください。

文化財専門委員会から教育委員会へ平成18年11月6日付けで、指定

有形文化財について、意見答申されました内容でございます。

この内容につきましては、記述のとおりでございますが、高麗寺村領地絵図4点は、大磯町の地域の歴史を考えるうえでの資料価値は、極めて高いという意見をいただき、「大磯町指定有形文化財」に指定すべきである旨の答申を併せていただいております。

続きまして、3ページから5ページにかけては、今回、文化財の指定にあたり、所有者等からの申請書と同意書のそれぞれ写しでございます。

この物件は、教育委員会所有となっておりますが、管理者である館長名での申請、同意としましたので、ご了承願います。

6ページにつきましては、指定、申請等に係る「大磯町文化財保護条例」の抜粋でございます。

なお、絵図4点につきましては、郷土資料館所蔵であり、今回、本体を用意させていただきましたので、ご覧いただければと思います。

続きまして、議案第21号について、説明資料をご覧ください。

まず、1ページ、指定の理由ですが、物件は、大磯町西小磯地区の氏神である白岩神社の祭礼で、この祭礼は、厳格な秩序のもとで行われており、儀礼用具の製作から提供される料理の内容まで、様々で豊富な伝承が、現在でも残されております。

この祭礼について、「白岩神社歩射保存会」より平成18年4月12日付けで、指定民俗資料の指定申請がありましたので、大磯町指定の民俗資料として指定の承認を求めるものでございます。

なお、本祭礼につきましては、本年7月3日付けで、教育委員会から大磯町文化財専門委員会へ諮問しており、10月23日開催の同委員会において、意見答申をいただいております。

次に、2ページをお開きください。

本祭礼については、文化財専門委員会から教育委員会へ平成18年11月6日付けで、指定民俗資料についての意見答申をされました内容でございます。

この内容は、記述のとおりですが、厳格な祭礼として、現在でも社人によってその機能が守られていることは、たいへん注目すべきこと、というような意見をいただき、「大磯町指定民俗資料」に指定すべきである旨の答申をいただいております。

続きまして、3ページから5ページまでは、今回の指定にあたり、祭礼の保存会からの申請書と同意書のそれぞれ写しでございます。

6ページにつきましては、指定、申請等に係る「大磯町文化財保護条例」の抜粋でございます。

最後、議案第22号になります。説明資料をご覧ください。

1ページの指定理由でございますが、本神像につきましては、「六所神社」の本殿内に祀られ、その概要は、大磯町社寺建築調査などによって、わかっております。

また、本年2月、神奈川県立博物館で開催された特別展として「神々と出逢う、神奈川の神道美術」に出展、初めて公開されました。

この神像について、「宗教法人 六所神社」より平成18年9月25日付けで、指定有形文化財の指定申請がありましたので、大磯町指定の有形文化財として指定の承認を求めるものでございます。

なお、本物件については、本年10月23日付けで、教育委員会から大磯町文化財専門委員会へ諮問しており、同日開催の同委員会において、意見答申をいただいております。

次に、2ページをご覧ください。

文化財専門委員会から教育委員会へ平成18年11月6日付けで、指定有形文化財について、意見答申されました内容でございます。

この内容につきましては、記述のとおりですが、この神像は県下でも、まれで、平安時代にさかのぼる優れた神道関係の彫像であり、また、広く神道彫刻史においても大きな位置を占める、というような意見をいただき、「大磯町指定有形文化財」に指定すべきである旨の答申も併せていただいております。

3ページから5ページまでは、今回の指定にあたり、所有者であります「六所神社」からの申請書と同意書のそれぞれ写しでございます。

6ページにつきましては、指定、申請等に係る「大磯町文化財保護条例」の抜粋でございます。

以上、議案第20号、議案第21号、議案第22号の3物件の文化財指定について、大磯町の古い文化の所産として、価値があるものと考えられますので、よろしくご審議のうえ、文化財として指定くださるようお願いいたします。以上でございます。

(質疑応答)

澤委員) 3点とも大磯町文化財専門委員会の答申にありますように、それぞれ町にとっては歴史的・文化的価値の高いものだと思いますので、指定に賛成でございます。ただ前回諮問を掛ける時に、一度委員会で紹介して頂いた時に、質問し忘れたことをお聞きしたいと思います。

最初の地図の方は年数が3種類ありますが、時代が変わったから書き替えたというものなのですか。時代が幾つかかなり隔たったものがあるというのは、また、そういうものが揃っているというのも意味が高いのだと思います。時代が変わったので変わったところを書き加えたということなのでしょうか。

生涯学習課主査) 一つの要因としては、重要な情報なので、次々に後世へ伝えていったということで、同じ地域の絵図が何度も作られていることが挙げられます。

澤委員) 白岩神社の祭礼ですが、これはいつ頃から始まったのか、この資料では分からないので教えてください。弓を撃つところだけ見物したのではよく分かりませんが、現在も住んでおられる地区の方々が長年継続してやっておられるということが重要だということは分かります。それなのに結構町の観光案内にも出てくるのに、何で今まで町の指定とされていなかったのでしょうか。

生涯学習課長) 文化財専門委員の方からも同じような質問がありました。今まで何故エントリーされていなかったのか、国の選択でもおかしくない祭礼らしいのですが、それはそれで今後、国の方に持っていくような形で考えております。

澤委員) 左義長はあれだけ艶やかですが、こちらはどちらかと言うと地味な感じがしますが、大事なことです。やっている方々の励みにもなると思いますが、お願いしたいと思っております。

生涯学習課長) 祭礼については、今年度の3月に行われますので、映像で残したいと考えております。

澤委員) いつ頃から始まっているものかは、分かっているのですか。江戸なのか、室町なのか、あのあたりは鎌倉街道が通っているように聞きましたので、分かるようにして頂いた方がいいかと思っております。

3点目は男神立像・女神立像ですが、これは県立博物館の特別展を見たのですが、その中でもこの2体は入口の非常にいい位置に展示されておりましたし、全体を見てもとても格調が高く立派で、歴史的だけではなくて、美術的な面から見ても中々良いもので、大磯町の住民として誇らしく思いました。それとこういうものは奥に大事に保管されていて、人目に触れないことが多かったということもあるのですが、何ら指定をされていなかったということなので、これは指定をして大事にして頂きたい。それと同時にこれだけのものでしたら県とかにも申請していく予定なのではないでしょうか。

生涯学習課長) こちらの神像につきましては、その時の専門委員会の中でも委員さんの方から国・県の重要文化財にも匹敵するようなことも伺いました。委員会といたしましては、そのような意見がありましたので、県の方にもお願いしたいと思っております。県の文化財の指定にするには、町の方からピックアップしていくようなのですが、町の方から意見書を出して決めるような方法ではなくて、県の方も町文化財の現状調査の依頼がありますので、それに合わせてこのリストを出しまして、併せて意見をその中に入れたいと思っております。

教育長職務代理者) 今課長が言ったように、かつて高麗の善福寺に木造親鸞聖人の像があるのですが、それは町の仏教彫刻で調べて貴重だということで、町の指定に、次に暫くして県の指定、また暫くして国の指定ということになった経緯もあります。やはりいいものは、誰の目にも留まったりとか、この調査をして頂いている文化財の委員は歴史博物館の専門の学芸員ですので、国まで通じておりますので、六所神社の御神像についても国の方まで、情報がいつています。

これとは別に高来神社の御神像もそういう情報が全て上の方へいつていきますので、それ程時間がかからずに上から話があるのではないかと考えております。とりあえず町の指定にしておけば、課長が言ったようにリストで見えますから条件整備という面からも重要であると認識しております。

澤委員) もし町で指定していなかったら、恥ずかしいということですね。

生涯教育課長) 西小磯の祭礼については、拙かったようですね。専門委員さんからも

なぜ今頃の指定なのかと言われました。西小磯の七夕は指定されているのですが。

石塚委員) この祭礼は、代々続いてきたのですか。それともある代で気が付いて復活したということなのですか。これから先もどうやって伝承していくかが、大きな問題ですから、それなりのサポートをしていかないといけませんね。

委員長) お正月明けの1月14日ですが、左義長とはチョッと違うのですが、ドンド焼きというようなお祭がありまして、道祖神を祀ったお祭なのですが、今その祭が段々廃れてきまして、いわゆる団子焼きという部分のものです。今農家をされている方が数少なくなっていて、4・5軒程度しかやっていないようなことを聞きます。何らかの形でそういった行事というか、そういったものを残し伝えていく方向で考えた方がいいと思います。

特に地区の区長さんとか、皆様方が廃れてなくなってしまうのではないかと心配されています。

石塚委員) それについては、環境庁が野焼きが禁止だからダメだという話があるのですが、それはそれでチャンと指定して、それなりの準備をしてやっているのでしょうか。

教育長職務代理者) 今お話の左義長・団子焼きも同じですけども、当然当時の方々の無病息災ですとか、大漁、豊作だとかを祈願したものなのですが、元々は江戸を中心に各地に見られたものです。しかし、火事になるということで、禁止令が出され、東京では早くに無くなっております。ですから左義長、団子焼きの行事は東京の周囲に残っているわけで、大磯町も以前の調査では、70箇所位の地域で実施されていましたし、今でも実施されております。たまたま規模が大きい下町の左義長が国の指定になっているわけですが、存続という面では他地域と同じ状況かと思えます。

石塚委員) 私は中学生までやっていました。昭和30年位は覚えていますから、中学生までは御神木を建てて作っていました。

大磯町内は左義長に全部集約されていたかと思っていたのですが、町内でもそういうドンドン焼きをやっているところがあるんですか。

委員長) 大半の地域がやっています。規模の大小はありますけれど、焼くにあたってはお正月で使った注連縄とかそういうものを焼いて、それで団子を焼く。そうするとその年は無病息災という言葉でやっているようです。

澤委員) こういう指定を受けますと、ご当人、所有者に何らかの利点があるのですか。詰まらない足かせというか、負担だけがが増えて利点がないのでは、大変お気の毒だと思うのですが、何か利点というものはありますか。ただ名誉だけですか。

生涯学習課主査) 指定の物件につきましては、保存管理奨励のため、町の交付金を交付する形をとっておりますので、指定によって交付が受けられることになっています。

委員長) 管理上のものについては、補修とか修繕とか必要になった場合には、町の方から何か援助があるのでしょうか。

生涯学習課長) 補修の方も申し出があれば補助金ということで出しております。

清田委員) 白岩神社の祭礼にしても指定することによって継続できるというか、そう

でないと廃れていってしまうというか、貴重な伝承がなくなってしまうということで、是非これは指定していきたいと思います。

この絵図についても、貴重な財産であると同時に歴史的な価値がある。景観が見られるというか、これは非常に大事だなと思います。やっぱり後世に伝えていかなければいけないものだと思いますので、六所神社の神像もそうですが、平安時代ということで、非常に貴重なもので、できるだけ長く置けたらいいなと思いますので、是非これも指定していきたいと思います。

委員長) 今の件に関連するのですが、白岩神社の部分については、どちらかと言うと無形文化財という格好ですが、今やっている方々がいなくなっても、誰かが継承して頂いて、途切れることなく継続できるようなことも相談に乗ってあげたり、考えてあげたりする必要があるのかなと思います。他の2件については、有形なものですから古くなったりすれば補修するなど考えることもできるのですが、どうしても人的な部分が無形なものについて、そのあたりは何らかの形で継承できるような格好を常に地域というか、この白岩の地域と町が一体になって考えていけるようお願いします。

委員長) それでは、議案第20号、議案第21号、議案第22号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第20号、議案第21号、議案第22号については、原案どおり承認いたします。

議案第23号 大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について

書記が議案を朗読し、教育長職務代理者から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 大磯町教育委員会表彰規程に基づく、被表彰者の決定について補足説明をさせていただきます。

毎年、大磯町教育委員会表彰規程に基づき、被表彰者の決定をいただいておりますが、本年度の候補者につきましては、3名の方が内申されておりますので、ご審議うえ決定をお願いいたします。

候補者のご功績につきましては、説明資料をご覧ください。

まず、資料の1ページをご覧ください。

町青少年指導員1名ですが、多年にわたりご尽力いただき今回お辞めになった方で、大磯町教育委員会表彰規程第2条第1号に該当するものでございます。

次に、資料の2ページ、3ページをご覧ください。

資料の4ページにございます規程第2条第6号と資料の7ページにございます要綱第2条の第7号により図書館にAED機器をご寄贈頂きましたご兄妹2名を表彰するものでございます。以上、よろしくをお願いいたします。

(質疑応答)

澤委員) 青少年指導員の方は、規定にそって長年やって頂いているので問題ないと思うのですが、あとのお二人はご兄妹ということで、どうしてこういうことになったのかということと、図書館には町として AED は設置していなかったということなのか。また、現在お住まいの住所が大磯町の外の方が何故図書館に寄贈してくださったのか、説明がなかったと思いますので、お願いします。

図書館長) AED の関係ですが、図書館には設置しておりませんでした。今回、寄贈により新たに設置することになりました。寄贈の理由なのですが、この鈴木さんと村野さん、鈴木さんから見て弟さん、村野さんから見ればお兄さんなのですが、その方が当時東小磯に住んでおられまして、昨年マンションで、心筋梗塞で倒れられて亡くなられた。その時に大磯の消防に大変お世話になったということで、その時に AED のようなものがあれば助かったのではないかと理由で、町の方に AED を寄贈したいというものでありまして、なぜ図書館かといいますと、弟さんの遺品を整理していたところ図書館の利用カードが出てきまして、色々聞いてみますと弟さんは本が好きで、図書館をかなり利用していたということで、図書館の中での救命活動に役に立てれば図書館で受け取ってもらえないかというような申し出がありましたので、受け入れることになりました。

澤委員) 図書館の館員の方は、使い方とか講習を受けられているのですか。

図書館長) 1人だけ使える者はいるのですが、他の者は未だ講習を受けておりませんので、1月に消防の講習を受けさせて頂いて、なるべく全員が使えるようにしたいと思います。AED 自体が使う時に AED の中に指示をしてくれるようになっていますので、本来使えるのですけれども、改めて講習は必要であるということで講習を受けます。

石塚委員) このご両人はお礼のつもりで町の図書館に寄贈されたのだと思いますが、これは非常にありがたいし、それから私も AED は大磯町の消防署で2回ほど講習会を受けて、こんなに強烈で効果的な装置はないのだそうです。大磯町も何台か用意したいのだけれど6台しかない。ご両人のことを想像しても仕方がないのですが、お礼のつもりで寄付をされたのではないかと、そういう気持ちを大事にして、大磯町は受け止めた方がよろしいのではないかと思います。表彰はどうかと思うのですが。

委員長) 亡くなられた方は、鈴木さんと村野さんの間の方なんですね。亡くなられた方が東小磯に住んでいらっしやったということですね。

石塚委員) そういう意味ですか。

図書館長) お礼という意味もあるのですが、ご自分たちも救命救助ということが最近騒がれているので、かなり関心を持っていて、弟さんが亡くなられたということではなくて、こういうものがあれば、多くの方が助けられるのではないかというお考えのようです。

澤委員) 図書館の置いてあるところには、お二人の寄贈というプレートは付けられるのですか。

図書館長) そうですね。

委員長) 要綱の第7号で、アとイになっていますが「大磯町公立学校及びその他の教育機関に対し、100,000円以上の寄付を行った者」とありますが、この10万円というのは現状に即した金額なのでしょうか。

学校教育課長) 表彰規程につきましては、また機会があったら検討ということをお話をしたと思っておりましたが、現行の規程で申し上げますと、最初にあります4ページの第2条の第6号のその他というところで、このお二人については表彰といいますか、第3条で見て頂くと感謝状ということになるのかなと思っておりましたが、要綱の先程ご指摘のありました、第2条の第7号、規程の第2条第6号に該当するものの具体的な中にその金額等が謳ってございまして、実際にはAEDは60数万というような高額なものでもありますし、お二人半分ずつ出したとしましても高額なので、そこには現金以外ということも謳ってございまして、今回感謝を申し上げますという意味で表彰の対象にいたしましたので、よろしく願いいたします。

委員長) 表彰者は3名といわず、たくさん出ていただけるとありがたいですね。

清田委員) 表彰というのは、その方をお褒めするとか、感謝というのも含めてするのだと思うのですが、今のお話でこちらが感謝状か、表彰状とはっきり区分することはあるのでしょうか。もし区分するのであれば、後半の方は感謝状の方が相応しいのかなという感じがするのですが。

学校教育課長) 今回いずれも感謝状的な内容かと考えておりますけれど、その辺は十分検討してやりたいと思っております。副賞等も僅かではありますけれど付けさせて頂きたいということで、よろしく願います。

委員長) それでは、議案第23号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第23号については、原案どおり承認いたします。

報告事項第1号 大磯町教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

学校教育課長) 報告事項第1号「大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、資料に基づき、ご説明させていただきます。

本規則の第5条と第8条に関わります別表第2の中に庁務作業員を新たに書き加えるものでございます。

これは、11月1日付で大磯町立国府幼稚園の校務整備員を郷土資料館に勤務していただくために、職を設置するものでございます。すでに10月31日告示をさせていただきましたので、ご報告させていただきます。

大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項の第2号により、教育委員会の規則及び規程の制定及び改廃に関することは付議事項となっております。また、第2項で緊急その他やむを得ない事情があるときは、教育長が、その事務を臨時に代理することができる。そして、第3項で事務を

臨時に代理したときは、その旨を直近の教育委員会の会議に報告するものとなっております。

今回は、先月の定例会に議案として提出できませんでしたので、ご報告とさせていただきます。以上、よろしくお願いいたします。

報告事項第2号 大磯町立幼稚園の応募状況について

学校教育課副主幹) 報告事項第2号「平成19年度町立幼稚園応募状況」について、ご説明いたします。

平成19年度入園予定園児の応募状況についてでございますが、今年度は11月1日から7日を入園願書受付期間としました。その後も随時受け付けておりますが、一応11月15日現在の人数についてご報告申し上げます。

昨年度の応募者総数と比べると、人数は24名減っておりますが、住民基本台帳人口の人数も減っておりますので、平成19年度の就園率は、平成18年度よりわずかですが高くなっております。しかし、全体でクラス数は1減となります。

年齢別・幼稚園別に見ていきますと、3歳児につきましては、現在4園で124名おりますが、平成19年度応募者は111名で現在数より13名減っています。ただ、住民基本台帳人口の人数も減っておりますので、全体の就園率は約46%で、平成18年度とほとんど同じです。

園ごとに見ますと、国府幼稚園の3歳児の人数が24名で、今のところ2クラスから1クラスになる予定です。

4歳児につきましては、応募者数が増え、3歳児からそのまま上がってくる園児が124名、新しく入ってくる園児が52名で、全体で176名になります。就園率も昨年度の約53%から、約63%に上がっている状況です。

そのため、国府幼稚園と月京幼稚園の年中組は、現在の1クラスから2クラスになる予定です。

5歳児の場合は、現4歳児がそのままスライドして5歳児になるケースがほとんどですので、就園率も約54%で、現4歳児の就園率とほとんど変わっておりません。

国府幼稚園と月京幼稚園の年長組は、現在の2クラスから1クラスになる予定です。

ただし、月京幼稚園につきましては、現在クラスの定数の35名になっておりますので、今後の転入等の人数によっては2クラスになる可能性もございます。

全体的に見ますと、平成19年度の実況の就園率は全体で約55%で、平成18年度の約54%の就園率とそれほど変わらないという状況です。3歳児の就園率は、約46%、4歳児は、約63%、5歳児は、約54%となっております。ただ、11月21日現在で、3歳児2名、4歳児1名の応募追加がありました。今後、3月31日までに、転入等で多少増える傾向はあろうかと思われまふ。クラス数については、現在の19クラスか

ら19年度は18クラスになる見込でございます。応募状況については、以上でございます。

(質疑応答)

澤委員) どうしても今幼稚園問題がありますから、数字に割と敏感になってしまうのですが、パッと見た時の印象は、4才児と5才児が結構明らかに差があるということ。今伺うと子どもの住民基本台帳上の生まれた数が随分違うのかなと思っていましたら、就園率が結構10%近くも違うということで、その時の流行とかに左右されているのかなと、そうすると4才児が上がってきているということは、歓迎されているという風に受け取って良いのかなと思いますが、あと細かく見ますと、やはり月京の今後のことを考えてのことがちょっと出ているのではないと、4才児も増え方がちょっと少ないですし、3才児も国府の方が頑張っているのに比べますと、明らかに減っています。というところが出ているのではないかなという印象を受けます。全体的には、幼稚園教育が住民に色々と問題が出てきているけれども、受け止められているように理解してよろしいですか。

学校教育課長) 数については中々難しいものがあるのではないかと思います。今の年中の国府・月京が少な目なのですが、要するに来年の年長なのですが、やはりお母さん方もグループ的に交流がありますので、あるグループの中心の方が、「あそこが良いわよ」と言われると、それではということで、集団で流れていく傾向がありますので、町立が良いと言う方が中心にいますと、みんな町立に流れてくる。どちらかというともどもは分かりませんので、保護者の方々の交流によって流れが大きく左右されているのが現状ではないかと思えます。ですから良い情報を流して頂ければ、町立はどんどん増えてくると思います。来年の年中を見て頂きますと63%ですから、60%を超えるということは、相当なニーズが高いのではないかと判断されるのではないかと思います。3才児は当然50%を切っているのは、来ない子がいっぱいいますので、当たり前なのですが、その辺では、統廃合によって少し町立に対する意識が変わってきている部分があって年中さんが増えてきている傾向にあるのかと考えられるのではないかと思います。国府・月京もそうですが、どちらがどっちとそういうことではなくて、新しい家がどの辺に建っているか、ということで国道沿いの変電所周辺ですか、海側ですか、開発されると国府の方にちょっと流れる傾向があるかと思えます。今一番の問題は、月京の学級が5というふうになるのか、最後6になったらどうするのかということが最大の問題で、学童との問題で、最後まで予断を許さない状況でございます。

委員長) 4月1日というか、入園式の前日に住民異動で増えたり減ったり、これはかなり数的には24とか26とかありますので、要注意という格好にして頂きたいと思えます。

澤委員) 今年でしたか、今年の3月のような騒ぎにならないように、「自治体の裁量でやれ」みたいなことを上も言いかけておりますので、町立の幼稚園ですし、1人のことで大騒ぎするようにはならないように出来るだけやって

頂きたいと思います。

3才児保育というのが、割と定着してきたという印象がここ数年始まって以来感じます。

清田委員) 年中組が凄く増えてきているというのは、凄く良いことだと思うのですが、年長組があと1年だからそのままという傾向が強いと思うのですが、良ければ年中組から変わろうというのがあるのでしょうか、年長組の場合は、あと1年だから友達の関係もあるし、そのまま行こうという傾向が強いと思います。ですから先程ありましたように、年中組が多く増えてくれば本当にありがたいと思いますし、年少組の方も次の年、良い噂が沢山出ていけば、年少組が増えてくるということになると思いますので、みんなが努力していくことをお願いしたいと思います。

委員長) 例年今の時期から3月末までに増加するのか、横這いなのか、或いは逆に減っていく傾向にあるのか。先程のお話ですと増える傾向にあるという聞き方をさせて頂きますが、実際どれ位増えるような感じでしょうか。例年の例で結構なのですが教えてください。

学校教育課副主幹) 昨年の例で言いますと、11月17日の人数から3月31日までに15人増えております。住宅の関係だと思いますが、それも年長が7名、年中に7名、年少に1名が途中から転入等で来ています。その前の年については、10人未満ということで、はっきりした数は分からないのですが、住宅の建設の状況によって変わるかと思えます。

委員長) それにしても増えていく傾向にあるのだということですね。そうするとこの414名というのは、現在の園児数に近い格好になりますね。希望的観測ですけれど。

石塚委員) この表を見ても新年中から新年長に移るのは大体スライドしていますね。新年少から新年中に移っていくのは、増加していますね。これは良い傾向なのでしょうね。ですから3才児から4才児に移ったときの数字をみると、全部増加していますから、これは非常に大磯の幼稚園がかなりお母さんたちに浸透してきたと思っていいデータではないかと思いますが、どう分析されますか。私は非常に良い傾向ではないかと思うのですが、たまたま3才児が少ないとしても、スライドしている訳ですから、去年の大磯幼稚園の40人が63人になった訳でしょ、23人増えている訳ですから。

澤委員) あまりこういう表の数字の変化だけで推測するのは、いけないと思います。もう少し内容を聞かれた方がいいと思います。

教育長職務代理者) 単純にはですね3年保育をしていますので、お母様方が中には2年保育でいいと判断される方もいらっしゃいますので、ですから3歳から入園されているお母さんと、4歳から幼稚園に入れようとするお母さんが、この年中のところに重なってくる訳でございます。

学校教育課長) ですから委員のご指摘のとおり、イメージ的に町立に対してプラスイメージが多ければ多いほど、3才の時には家に居たけれど、4才・5才の時に入れようということで、4才児が増える。これは明らかに40人が63人ですから急激に増えている。例えば大磯一つとっても増えます。ただ4才になるとあと1年ですから、私立に行っている子は、そのまま私立に行

きますし、そのままスライドということになります。これは何処の園でも殆ど変わらない数字でスライドしていく訳ですから、3才児保育を始めて4年目ということになりますので、その辺3才児も徐々に増えてきているわけで、30%位だったのが40%の後半になってきましたので、段々増えている状況です。

石塚委員) 5才児を見ても増えていますね。若干名ですけど。

学校教育課長) それは転出入の問題もありますので、先程申し上げましたようにイメージ的に良いというのと、グループの中心になっている方が、良いというところとあるところに集中する。逆に言うと二宮は全部私立なのですが、1箇所にも固まる傾向にあります。評判の良い所にはどんどん行って、そうでない園もあるということです。子どもの数は決まっている訳ですから、どこかに流れるわけで、そういう点では逆にいうと年中を考えると63%が町内の町立幼稚園に来るということは、他所へ行く子は減ってくる訳ですから、そういう点で町立に関心が高まってきている。こういうご時世ですから良い意味で町立が見直されていると考えております。

委員長) 今二宮には1つだけいいところがありますということで、そこに集中するということがありました。大磯町に近いところがありまして、新宿とか月京とか本郷の一部あたりは、そちらに需要が流れているということは十分考えられます。

澤委員) その私立には定員はないのですか。

学校教育課長) 定員はございます。みんな定員は持っております。何処も中々一杯にはなりませんので、定員は当然あるのですが、当然経営ですからそれなりに部屋を増やすとかいうと、色々あるのかもしれませんが当然定員を持ってやっています。募集の段階で決めてやっています。ただ100%入る幼稚園というのはあまりないと思います。

委員長) その幼稚園は大磯だけでなく、隣の中井町等からも流れてきているという話も聞きます。

石塚委員) 町立幼稚園は、学区制みたいなものはないのですか。小学校・中学校では学区制がありますが。

学校教育課長) 通園区が基本的には4園それぞれに決まっております。ただ境界の辺りは、緩やかな対応をさせて頂いておりますが、将来的には、西と東位の2つの通園区ということも検討しなければいけないと考えております。

石塚委員) 若い皆さんが住む場所というと、国府・月京という認識が強いのですが、ここがチョッと増えないですね。国府・月京地区がもう少し増えてもいいかなと思います。

学校教育課長) もう1つは、生活の状況がありますので、幼稚園に預ける場合には、お母さんが仕事をされていると、中々預けにくい状況があります。保育園ですと朝から晩まで預かってくれて、働いているお母さん方は、まず保育園ということになります。

もう一つは、西の方はもっと西の方の町の私立の競合もございますので、その辺は簡単にはいかないと思います。

先程の話で、月京幼稚園が非常に素晴らしい建物を作って、ドンと出れば

入ってくる可能性が非常にございますので、非常にチャンスだと考えております。

石塚委員) 今町立幼稚園の経営が非常に厳しい状況だとすると、園児をどうやって確保するか、獲得するかというところに知恵を絞らなければいけない訳ですから、場合によってはチラシくらいではダメかもしれないけれど、それなりの PR が必要ではないかと思えます。

その他

教育次長) 次回の定例会の開催でございますが、平成18年度第9回については、12月20日水曜日、時間は9時30分、場所は大磯町役場本庁舎4階第1会議室で行います。平成18年度の第10回につきましては、1月24日水曜日、時間は9時30分、場所は大磯町役場本庁舎4階第1会議室で行います。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成18年12月20日

委員長 _____

委員長職務代理者 _____

委員 _____

委員 _____